

入社時の提出書類について

【質問】

この度、ある会社から内定通知が届き就職が決まりました。入社にあたり、入社承諾書、誓約書、身元保証書が同封してあり提出するように書いてありました。それぞれ内容がよく分からないのですが、必ず提出しないといけないのですか。

【答え】

会社が内定者に、入社承諾書、誓約書、身元保証書の提出を求めることは一般的に行われています。これらは、法的に必ず必要な書類ではありませんので提出させるかどうかは会社の判断によりますが、会社の就業規則等に採用時の提出書類が定められ、その内容に違法性がなく合理的なものであれば、提出の義務があると考えられています。

●**入社承諾書**・・・所定の時期に間違いなく入社すること、場合によっては入社を取り消される可能性もあること（卒業出来なくなったとき、健康状態の悪化で就業困難となったとき、経歴詐称が発覚したとき、違法行為で逮捕・起訴されたとき等）を了解した上で、入社意思表示をするもの。

●**誓約書**・・・会社が社員に対して当然守ってもらわなければいけない事項を示して守ることを約束させ、社員としての自覚を促すもの。（会社の信用を損ねる行為をしないこと、機密事項等を外部にもらさないこと等）

●**身元保証書**・・・社員が会社に損害をかけた場合に社員本人と連帯して責任を負うことを会社に約束するもの。身元保証法で身元保証契約の期間や賠償範囲が制限されています。身元保証契約の期間について定めが無ければ 3 年、定めがある場合の最長は 5 年。また、無制限に損害額全てを負担するものではありません。

入社時に必要な書類の提出をしないと採用取り消し等の不利益を受ける可能性があります。

会社が内定通知を出した時に労働契約が成立するので、これらの書類を提出しないことを理由に採用が取り消される場合は解雇と考えられ、解雇とするための合理的かつ社会通念上相当な理由であること、が必要になります。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 身元保証人の責任範囲や期間には制限がある。十分確認した上で提出すること。
- ❖ 入社時の提出書類は会社の判断によるが、未提出のため解雇となる可能性もある。